

浜松市告示第 5 0 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の
供用を開始する。

その関係図面は、令和 8 年 9 月 3 日から 2 週間、浜松市 中央土木整備事務所に
おいて一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

浜松市長 中 野 佑 介

記

路 線 名	区 間	供用開始の期日	摘 要
有玉南上石田線	浜松市中央区市野町官有無番地から 浜松市中央区市野町 593 番 3 地先まで	令和 8 年 9 月 3 日	